

社団法人 全国都市清掃会議表彰規則施行細則

(目 的)

第1条 この細則は、社団法人全国都市清掃会議（以下「本会」という。）表彰規則（昭和52年3月31日理事会決定。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、表彰を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象となる者)

第2条 表彰の対象となる者は、原則として個人とし、本会会員又はこれに所属する者とする。

(功 勞 賞)

第3条 規則第3条第1号に定める功勞賞は、次の各号の一に該当する者で、退職した者（死亡した者を含む。）又は清掃事業を所管する以外の部局に転出した者等に対して授与する。

- (1) 正会員所属職員であって、清掃事業を所管する部局の課（ただし、清掃事業に直接関係のない課を除く。）の長又はこれと同等職以上の職に引き続き3年以上在職し、かつ、清掃事業に10年以上従事し、特に功績顕著であった者
- (2) 特別会員（個人）であって、大学等において清掃事業関連の講座を10年以上受け持ち、かつ、本会委員会の委員長を4年以上つとめ、特に功績顕著であった者
- (3) 賛助会員所属職員であって、清掃事業関連業務を所管する部局の課（ただし、清掃事業関連業務に直接関係のない課を除く。）の長又はこれと同等職以上の職に10年以上在職し、かつ、本会理事を2年以上つとめ、特に功績顕著であった者
- (4) 前各号に定めるもののほか、清掃事業の普及発展及び本会の事業への貢献につき、特に顕著な功績があったと認められる者

(有 効 賞)

第4条 規則第3条第2号に定める有効賞は、次の各号の一に該当する者に対して授与する。

- (1) 清掃事業について有益な研究、発明（実用新案を含む。以下同じ。）又は著作をした者。ただし、発明にあつては、法律等により正規の登録を了した者に限る。
- (2) 清掃事業について優秀な論文を本会機関誌に発表した者
- (3) 我が国清掃事業を海外に宣揚した者

(勤続賞)

第5条 規則第3条第3号に定める勤続賞は、正会員所属職員で、その勤続年数20年以上、かつ、その年令満50才以上の者のうち、次の各号に掲げる表彰のいずれかを受けたことがあり（この種の表彰制度が設けられていない場合はこの限りでない。）、他の職員の模範となる者で、将来環境大臣表彰の候補者として推せんするにふさわしい功績

をあげている者に対して授与する。

- (1) 地方公共団体の長の表彰
- (2) 地方公共団体の連合体の長の表彰
- (3) 地方公共団体において清掃事業を所管する部局の長の表彰
- (4) 本会地区協議会幹事長の表彰

2 前項に定める勤続年数は、当該職員がその勤続年数のおおむね8割以上現業職員として勤務した場合に限り、これを認めるものとする。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより正会員の委託を受けて一般廃棄物の清掃事業に従事している者（その者が法人である場合は、その所属職員）は、当該委託をした正会員の所属職員とみなして前2項の規定を適用する。

（基準日）

第6条 表彰候補者の選定は、当該表彰年度の前年の10月1日を基準日とし、基準日前1年間に第3条、第4条又は第5条に定める要件に該当したと認められる者について、次条以下に定めるところにより行う。

（表彰候補者の推せん）

第7条 会員は、次表に定めるところにより、表彰候補者を会長あて推せんすることができる。

表彰候補者（又はその所属する法人）の会員種別	表彰の種別	推せんできる者	備考
正会員	功労賞 有効賞 勤続賞	当該表彰候補者の所属する正会員	地区協議会幹事長経由
特別会員（団体）	功労賞 有効賞	各理事	
特別会員（個人）	功労賞 有効賞	各理事	
賛助会員	功労賞 有効賞	当該表彰候補者の所属する賛助会員	賛助会員協議会幹事長経由

2 前項の規定にかかわらず、技術委員会の各委員及び編集委員会の各委員は、前者にあつては第4条第1号に定める者を、又後者にあつては第4条第2号に定める者を、それぞれ表彰候補者として会長あて推せんすることができる。

3 表彰候補者の推せんは、次に定めるところにより「表彰候補者推せん調書」を提出し

て行うものとする。

功労賞にあつては、別紙様式 1

有効賞にあつては、別紙様式 2

勤続賞にあつては、別紙様式 3

- 4 各地区協議会幹事長及び賛助会員協議会幹事長は、第 1 項に定めるところによりそれぞれ正会員又は賛助会員から前項に定める「表彰候補者推せん調書」が提出されたときは、その内容を審査し必要な調整を行ったうえ、会長あて提出するものとする。

(表彰候補者の決定)

第 8 条 会長は、前条に定める推せんを受けたときは、表彰審査委員会に付託するものとする。この場合において、第 4 条第 1 号にかかる推せんについては技術委員会の、又同条第 2 号にかかる推せんについては編集委員会のそれぞれ予備審査を経たうえ、その意見を付して付託するものとする。

- 2 表彰審査委員会は、前項に定める付託を受けたときは、すみやかに審査のうえ表彰候補者を決定し、理事会に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第 9 条 理事会は、前条の定めにより提出された表彰候補者の中から被表彰者を決定するものとする。

(表 彰)

第 10 条 表彰は、功労賞及び有効賞にあつては本会の通常総会において、勤続賞にあつては各地区協議会総会において、それぞれ行うものとする。

- 2 基準日において会員であった者が前項に定める表彰の日に会員でなくなっている場合は、当該会員又はその所属職員についてなされた表彰の推せん等の手続きは、その会員でなくなった日にその効力を失うものとする。

(そ の 他)

第 11 条 被表彰者数は、当該年度の予算の範囲内とするものとする。

附 則

1. この施行細則は昭和 58 年 10 月 27 日から施行する。
2. 第 4 条第 2 号中「本会機関誌」とある部分は、当分の間、「本会機関誌及び本会研究・事例発表会論文集」と読みかえてこれを適用する。

附 則

この施行細則は平成 6 年 10 月 1 日から施行し、平成 7 年度表彰から適用する。

この施行細則は平成 20 年 11 月 6 日から施行し、平成 21 年度表彰から適用する。